

新潟市火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 2 月 25 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第 4 号

新潟市火入れに関する条例の一部を改正する条例

新潟市火入れに関する条例（昭和 60 年新潟市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 8 条から第 15 条まで」を「第 8 条から第 16 条まで」に、「第 16 条第 3 項」を「第 17 条第 3 項」に改める。

第 17 条を第 18 条とし、第 16 条を第 17 条とし、第 15 条を第 16 条とする。

第 14 条第 1 項中「、異常乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、」に改め、同条第 2 項中「とき、」を「場合」に、「、異常乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、」に、「ときには」を「場合には」に改め、同条を第 15 条とし、第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（林野火災注意報発令時の火入れの中止に関する努力義務）

第 14 条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、林野火災に関する注意報が発令された場合には、火入れを行わないよう努めなければならない。

2 火入責任者は、林野火災に関する注意報が発令された場合には、速やかに消火するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。